

畜産環境保全に関する法律の解説(その3)

農林水産省畜産局畜産環境対策室 歌丸恵理

5 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の概要

(1) 背景

昭和42年に制定された公害対策基本法においては、悪臭を典型公害の1つと規定し、悪臭問題に対して適切な措置をとるべきことを規定していたにもかかわらず、悪臭防止法の制定以前においては、国の法律による一元的な規制は行われていなかった。

しかし、住民の生活水準の向上とともに、生活環境の質的向上に対する欲求度の高まり、養豚・養鶏、化製場などの悪臭発生源との混住化の進展、悪臭発生型工場の大規模化等に伴い、悪臭公害に害する苦情、陳情は著しく増加し、全国的な問題となってきた。

(2) 目的

この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする(第1条)。

(3) 規制の仕組み

都道府県知事は、市町村長の意見をきいて、工場その他の事業場から発生する悪臭を防止すべき地域を規制地域に指定(法第3条、法第5条)し、当該規制地域に適用する特定悪臭物質の濃度又は臭気指数のいずれかの規制基準を設定する(法第4条)。本法制定時は特定悪臭物質の濃度による規制が唯一の規制手段であったが、悪臭は多くの場合多種類の物質が相互に関与しあい、相加・相乗あるいは相殺して悪臭を発していると考えられ、このような複合臭等に的確に対応できるようにするため、平成7年の改正において、臭気指数による規制が導入された。

規制地域内に工場その他の事業場を設置する者は規制基準を遵守する義務(法第7条)があり、都道府県知事は、事業者が規制基準に違反し、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認める場合には、改善勧告・改善命令(法第8条)を発動することができる。

特定悪臭物質及び濃度規制は表1のようになっている。

表1 物質濃度による基準

(1)事業場敷地境界線	(ppm)
1アンモニア	1 ~5
2メチルメルカプタン	0.002 ~0.01
3硫化水素	0.02 ~0.2
4硫化メチル	0.01 ~0.2
5二硫化メチル	0.009 ~0.1
6トリメチルアミン	0.005 ~0.07
7アセトアルデヒド	0.05 ~0.5
8プロピオンアルデヒド	0.05 ~0.5
9ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ~0.08
10イソブチルアルデヒド	0.02 ~0.2
11ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ~0.05
12イソバレルアルデヒド	0.003 ~0.01
13イソブタノール	0.9 ~20
14酢酸エチル	3 ~20
15メチルイソブチルケトン	1 ~6
16トルエン	10 ~60
17スチレン	0.4 ~2
18キシレン	1 ~5

19プロピオン酸	0.03 ~0.2
20ノルマル酪酸	0.001 ~0.006
21ノルマル吉草酸	0.0009 ~0.004
22イソ吉草酸	0.001 ~0.01
(2)煙突等気体排出口……(1)より算出	
(3)排出水中濃度	許容限度CLm=k × Cm k:定数 Cm:(1)の基準値
1メチルメルカプタン	
2硫化水素	
3硫化メチル	
4二硫化メチル	

(4)畜産にかかる規制

畜産農業については、環境庁大気保全局長通達(昭和47年環大特第48号、昭和51年環大特第135号、平成元年環大特第127号、平成5年環大特第58号)にて、法第2条で定義される特定悪臭物質のうちアンモニア、硫化水素等計6物質を排出する恐れのある工場その他の事業場のうち主要なものとして掲示されており、都道府県知事及び指定都市の市町はこれらの事業場の所在地、数、操業等に実態の把握に努めることとされている。畜産経営に起因する苦情件数の約60%が悪臭に関するものとなっており、特に規制対象地域においては悪臭防止対策を図る必要がある。

なお、平成7年に臭気指数による規制が導入された(前述)が、畜産農業については物質濃度規制で十分規制効果が見込まれることから、臭気指数規制区域に含まれないようにする等、立地状況に即した区域区分に配慮することとされている(平成7年環大企第286号環境庁大気保全局長通達)。

6 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の概要

(1)目的

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制すること、有害大気汚染物質対策の実施を推進すること、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等によって大気汚染の防止を図り、もって国民の健康を保護し生活環境を保全すること並びに大気汚染により健康被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としている(第1条)。

(2)畜産にかかる規制

本法が規制対象としている大気汚染物質は、ばい煙、粉じん、アンモニアや弗化水素などの特定物質(物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質で人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質として政令で定めるもの(法第17条))、自動車排出ガスである。

ばい煙等の発生施設を設置する場合は、施設の構造、使用方法、ばい煙の処理方法等について都道府県知事に届け出る(法第6条)とともに、排出基準等の規制を遵守しなければならない。畜産農業においてはふんの焼却、火力乾燥が関係する。畜産農業にかかる届出を要する施設の規模及び排出基準を以下に示す。

届 出(新設、変更)

ボイラー	伝熱面積10 m ² 以上 火格子面積1 m ² 以上、 重油換算燃焼能力5.01/h
乾燥炉	
廃棄物焼却炉	火格子面積2 m ² 以上、 焼却能力200kg/h

○ばいじんの排出基準

--	--	--	--	--

施設名	規模 (万Nm ³ /h)	一般	特別
		(g/Nm ³)	(g/Nm ³)
気体専燃ボイラー	4以上	0.05	0.03
	4未満	0.10	0.05
液体専燃ボイラー (ガス混合含む)	20以上	0.05	0.04
	4～20	0.15	0.05
	1～4	0.25	0.15
	1未満	0.30	0.15
その他のボイラー	4以上	0.30	0.15
	4未満	0.30	0.20
乾燥炉	4以上	0.15	0.08
	4未満	0.20	0.10
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	0.15	0.08
	4未満	0.50	0.15
その他の廃棄物焼却炉	—	0.50	0.25

注) 特別は東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県の一部市町

また、環境庁長官が有害大気汚染物質でその排出、飛散を早急に抑制しなければならない指定物質について基準を定め、公表することとされている(法付則第9項)。ダイオキシンはこの指定物質の1つであり、平成9年の環境庁告示第26号及び27号において以下のように定められている。

○ダイオキシンの排出基準

指定物質排出施設の種類		排出基準 (ng)	
		①	②
廃棄物 焼却 炉	火格子面積2m ² 以上又は焼却能力200～2,000kg/h	5	10
	焼却能力2,000～4,000kg/h	1	5
	焼却能力4,000kg/h以上	0.1	1

注)

- ①は平成9年12月1日から適用。ただし平成9年12月1日において現に設置されている施設は含まない。
- ②は平成9年12月1日において現に設置されている施設にかかる基準で、平成10年12月1日から施行される。ただし、平成14年11月30日までは80ng。